

中野区長 宛て

中野区省エネルギー設備等の設置に係る補助金交付申請書

中野区省エネルギー設備等の設置に係る補助金交付要綱第7条の規定により、つぎのとおり申請します。
申請に当たり「2 同意事項」、「6 申請に当たっての注意事項」を確認しました。

1 申請者

申請者区分	☐ 区民 ☐ 管理組合等 ☐ 地縁団体 ☐ 事業者等（個人事業主・法人）			
フリガナ			電話番号	
氏名 （法人・団体にあっては名称および代表者の役職氏名）				
住所 （申請者の所在地）	〒 -			
設備の設置場所の住所 ※上記住所以外に設置する場合のみ				
メールアドレス				
設備の設置等を行った建築物の状況	建物種別①	☐ 戸建 ☐ 集合	建物用途	☐ 住宅 ☐ 事業所 ☐ 事務所兼住宅 ☐ 集会所
	建物種別②	☐ 新築 ☐ 既築	建物の所有者	☐ 申請者（単独） ☐ 申請者（共有） ☐ 他者所有

2 同意事項（申請区分が「区民」の場合は☑してください。）

補助金交付に係る審査に当たり、住民登録の状況を確認することに同意します。	☐
--------------------------------------	--------------------------

3 設置等を行った設備 ※申請する設備すべてについて☑してください。

☐ 太陽光発電システム	☐ 蓄電システム	☐ 高断熱窓	☐ 高断熱ドア	☐ 家庭用燃料電池システム（エネファーム）	☐ 自然冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）
------------------------------------	---------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	--	--

4 申請金額

申請金額	金		円
------	---	--	---

5 申請代行者 ※該当する場合は記入してください。

申請者との関係 （手続代行者の場合のみ入）	☐ 販売事業者	☐ 親族（ ）		
氏名 （法人・団体にあっては名称および代表者の役職氏名）			電話番号	
担当者の役職（所属） および氏名 （法人・団体の場合のみ記入）			担当者電話番号	
住所 （法人・団体にあっては事業所の所在地）	〒 -			
メールアドレス				

6 申請に当たっての注意事項

- （1）過去に同種の設備について区からの補助を受けたことがないことを確認した上で、申請してください。
- （2）補助対象設備が設置された住宅・土地を他の者と共有している場合や他の者が所有している場合にあっては、当該補助対象設備の設置に関し当該住宅の全ての共有者、又は全ての所有者の同意を得て申請してください。
- （3）設備の設置等にあっては、建築基準法等関連法令を遵守をしてください。
- （4）区が設備の設置等の状況を確認するため、追加の書類提出を求める場合および現地調査等を行う場合があります。
- （5）交付決定を受けた設備は交付決定日から起算して5年間の管理期間が経過するまで、善良なる管理者の注意をもって管理してください。
- （6）交付決定を受けた設備を管理期間中に処分する場合は、あらかじめ区長の承認を受けてください。